

2021年度町田市教育委員会

第3回臨時会会議録

1、開催日 2022年3月31日

2、開催場所 教育長室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一
委 員 後 藤 良 秀
委 員 森 山 賢 一
委 員 井 上 由 奈
委 員 関 根 美 咲

4、署名者 教育長

委 員

5、出席事務局職員 学校教育部長 石 坂 泰 弘
生涯学習部長 佐 藤 浩 子
教育総務課長 田 中 隆 志
施設課長 平 川 浩 二
指導室長 小 池 木 綿 子
(兼) 指導課長
生涯学習総務課長 江 波 戸 恵 子
生涯学習センター担当課長 持 田 優 子

書 記 大 河 内 和 歌 子
書 記 馬 目 拓 実
書 記 阿 部 榛 果

6、提出議案及び結果

議案第46号	原	案	可	決
議案第47号	原	案	可	決
議案第48号	原	案	可	決
議案第49号	原	案	可	決
議案第50号	原	案	可	決
議案第51号	原	案	可	決
臨時代理報告第7号	承			認

7、議事の概要

午後1時09分 開会

○教育長

ただいまから町田市教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は井上委員です。

はじめに、日程の一部変更をお願いいたします。

日程第2、臨時代理報告は、人事に関する案件であることから、非公開とさせていただいて、日程第3、協議事項終了後に一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいて、審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

○教育長

それでは、日程第1、議案審議事項に入ります。

はじめに、議案第46号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第46号「教育委員会職員の4月1日付け人事異動について」、ご説明いたします。

本件は、2022年4月1日付で発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものでございます。

1枚おめくりください。「転出」が、課長級4名でございます。「転入等」が、課長級6名でございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第47号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第47号「町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。本件は、次の理由により改正するものです。

(1) 新たな学校づくり担当課長を廃止し、学校教育部に新たな学校づくり推進課を設置するため。(2) 学校教育部指導課にICT教育推進係を設置するため。(3) 生涯学習部生涯学習総務課の係制を廃止するため。(4) 町田市生涯学習センター条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため。(5) 財務部営繕課が行っている工事等に関する業務の一部を施設課に移管するため。

1枚おめくりください。2、改正内容でございます。

(1) 新たな学校づくり推進課及び学校教育部指導課ICT教育推進係に関する規定を加えるとともに、生涯学習部生涯学習総務課の係に関する規定を削ります。(2) 新たな学校づくり担当課長に関する規定を削ります。(3) 生涯学習センターの所掌事務から、生涯学

習センターの附属施設の管理に関するものを削ります。(4) 施設課の所掌事務に、学校施設の調査、設計、工事及び監督に関するものを加えます。(5) 教育センターの所掌事務から、学校ネットワークの運用及び管理に関するものを削り、指導課の所掌事務に加えます。

(6) その他文言の整理を行います。もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第48号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第48号「町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。本件は、2022年4月1日に実施する組織改正及び営繕課から施設課への事務の移管に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

1枚おめくりください。2、改正内容でございます。改正の内容は、次のとおりです。

(1) 共通決裁事項の工事に関する事項を改めます。(2) 新たな学校づくり推進課の個別決裁事項を加えます。(3) その他文言の整理を行います。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。この規程は、令和4年4月1日から施行いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第49号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第49号「町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、事務の移管に伴い関係する規定を整備するため、及び学校以外の教育機関の施設の維持保全に関する事務の委任の範囲を改めるため改正するものです。

1枚おめくりください。2、改正内容でございます。改正の内容は、次のとおりです。

(1) 今後予定される学校の建替えや長寿命化改修及び中規模改修等、学校施設の工事に関し効率的に対応するため、財務部営繕課と学校教育部施設課で業務担当の見直しを行い、今まで財務部営繕課に委任していた学校施設の維持保全に関する事務については、施設課でも一部実施することになりました。そのため、学校施設の維持保全に関する事務については、その事務を全て委任するのではなく補助執行へ変更するために、委任に関する学校施設の維持保全に関する事務を削ります。また、学校以外の教育機関の施設の維持保全に関する事務の委任の範囲を改めます。(2) 図書館資料の予約の取次ぎ等に関する事務を補助執行させる職員のうち、市民部市民協働推進課長を市民部市民総務課長に改めます。

(3) 先に説明したとおり、学校施設の維持保全に関する工事については、今後、学校教育部施設課でも一部実施することになるため、130万円を超える学校施設の維持保全に係る工事のうち、教育委員会が指定するものの施行状況の確認、検査等の事務を総務部工事情質課長に、それから、調査、設計、施行等の事務については、財務部営繕課長に補助執行させる規定を加えます。

もう一枚おめくりいただきますと、改正前、改正後の記載がございます。

この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。説明は以上となります。よろしく
お願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かご
ございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第50号を審議いたします。本件については、生涯学習部長からご説明申し上げ
ます。

○生涯学習部長

議案第50号「町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則一部を改正する規則につ
いて」、ご説明いたします。

本件は、民法の改正により成年年齢が引き下がることに伴い、団体登録の代表者の年齢
要件を改めるため、及び体育館及び校庭の利用登録の承認を別に定める利用登録承認書で
行うため、改正するものです。1枚おめくりください。

具体的な改正内容ですが、団体登録の代表者年齢を「20歳以上」から「18歳以上」
に改めます。

また、体育館及び校庭の利用登録の承認について、利用登録証に代えて利用登録承認書
を交付するように改めます。施行期日は、令和4年4月1日でございます。説明は以上で
ございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かご

ございましたらお願いいたします。

○井上委員

改正内容は、利用登録証から利用登録承認書へ名称が変更するだけで運用方法に変更点はございませんでしょうか。

○生涯学習センター担当課長

具体的な運用方法につきましては、利用者からの申請に基づき、承認書を発行いたします。これまで登録証をラミネート加工してお渡ししておりましたが、スポーツ分野につきましては、年度更新であることから今後は紙1枚の発行に変更いたします。

○教育長

その他にご質問はございませんでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第51号を審議いたします。本件については、生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長

議案第51号「第33期町田市社会教育委員の委嘱について」、ご説明いたします。

本件は、町田市社会教育委員の設置に関する条例に基づき、第33期町田市社会教育委員を委嘱するものです。任期は、2024年3月31日までです。

なお、「学識経験者」1名と「学校教育の関係者」2名につきましては、4月以降に選出し次第、委嘱するものとします。1枚おめくりください。委嘱する方々の名簿でございます。4名の方は、皆様再任となります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

○教育長

次に、日程第3、協議事項に入ります。

協議事項(1)「教育財産の取得を伴う学校施設の工事に関する地方自治法 180条の2の規定に基づく補助執行について(協議)」を協議いたします。

本件は、お手元の資料のとおり、2022年3月15日付で、町田市長から教育長宛てに協議があったものでございます。詳細については、補助執行させる事務の担当課である施設課からご説明を申し上げます。

○施設課長

それでは、協議事項(1)「地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行について」、ご説明いたします。協議事項(1)の資料をご覧ください。

本件は、老朽化の進む学校施設の維持保全に関する事務の効率化を図るため、先ほどの議案第47号及び第49号の審議において説明がありましたとおり、財務部営繕課と学校教育部施設課で業務担当の見直しを行い、今まで財務部営繕課に委任していた学校施設の維持保全に関する事務の一部を施設課で実施することになりました。

これに伴い、市長の権限である、教育財産の取得を伴う学校施設の工事を教育委員会の職員に補助執行させることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議をお願いするものでございます。

補足になりますが、ここで言う補助執行とは、市長に権限を残したまま教育委員会職員に事務を執行させるというものになります。

(1) 補助執行事務の内容は、教育財産の取得に伴う学校施設の工事に関することでござ

います。(2) 補助執行させる事務の担当課は、学校教育部施設課、(3) 補助執行の実施時期は、2022年4月1日でございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより協議に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。本件につきましては、協議の結果、同意するという事で回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

それでは、その旨の文書を私から市長宛に回答したいと思います。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様、あるいは事務局のほうから、何かございましたらお願いいたします。

休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 再開

○教育長 再開いたします。

(非公開での審議案件につき、議事録の掲載を省略します。)

○教育長 町田市教育委員会第3回臨時会を閉会いたします。

午後1時33分 閉会